

市民税・県民税の賦課に係る公的年金等支払報告書の処理漏れについて

平成27年度市民税・県民税の課税にあたり、公的年金等支払報告書の一部について課税システムへの取り込みに漏れがあり、一部の市民の市民税・県民税の課税額に誤りがあることが判明しました。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案判明の経過

市民税・県民税につきましては、給与や年金等の支払者から提出される支払報告書や市民から提出される市民税・県民税申告書及び確定申告書等により税額計算を行っております。

本年8月14日に市民から提出された市民税・県民税申告書について、年金収入額の記載があるものの、システム上には年金収入額がなかったことから状況を確認したところ、年金支払者から提出された公的年金等支払報告書のデータが反映されていないことが判明しました。

このため、保管してあるすべての公的年金等支払報告書を確認したところ、平成26年12月18日から平成27年2月3日までにかけて年金支払者から提出された公的年金等支払報告書のうち、2,403件のデータが、システムに取込まれていないことが判明しました。

2 対象件数

税額が増額となる人	522人	〔増額となる税額(市民税・県民税の合計額) 総額18,666,400円〕
税額に変更がない人	1,881人	

3 事案発生の原因

市民税・県民税の税額を計算するため、本年3月11日にデータ作成委託の受託業者から納品された8,904件の課税資料のデータについて、適切に処理を行わずシステムに取込んだため、2,403件の公的年金等支払報告書のデータについて、システムに取込まれていませんでした。

また、システムの処理後、取り込んだデータの確認を適切に行わず、課税したことから、このような事案が発生いたしました。

4 今後の対応

税額が増額となる人に対しては、10月上旬に、お詫びの文書とともに納税通知書及び納付書を個別に連絡等をした上でお届けします。

また、課税計算に影響があるが税額に変更がない人に対しては、10月上旬に、お詫びの文書を送付いたします。

5 各種保険料等への影響について

個人市民税・県民税の課税状況に基づいて算定している国民健康保険税をはじめとする各種保険料等に影響する場合がありますので、できる限り速やかに対応してまいります。

影響する恐れがある保険料等

- ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料 等

6 再発防止策

公的年金等支払報告書等の課税資料データのシステムへの取り込みにおいて、処理手順の見直しと処理後の確認を徹底することで、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先

市民税課長 馬場

電話042(769)8221